

飯塚市保育士就職緊急支援金交付要綱及び飯塚市保育士等キャリアアップ研修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月7日

飯塚市長 武井政一

飯塚市保育士就職緊急支援金交付要綱及び飯塚市保育士等キャリアアップ研修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

(飯塚市保育士就職緊急支援金交付要綱の一部を改正する告示)

第1条 飯塚市保育士就職緊急支援金交付要綱(平成28年飯塚市告示第287)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常勤職員 1日6時間以上かつ1月20日以上勤務する<u>保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する保育士登録(同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を含む。))を受けている者</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 常勤職員 1日6時間以上かつ1月20日以上勤務する<u>保育士</u>をいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>

(飯塚市保育士等キャリアアップ研修事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示)

第2条 飯塚市保育士等キャリアアップ研修事業費補助金交付要綱(平成30年飯塚市告示第299号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる経費は、私立保育所等の<u>保育士(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の18第3項に規定する</u></p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる経費は、私立保育所等の<u>保育士及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる保健師、</u></p>

保育士登録(同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録を含む。)を受けている者)及び配置に係る特例により保育士とみなすことができる保健師、看護師又は准看護師(以下「保育士等」という。)が、福岡県が実施し、又は指定する保育士等キャリアアップ研修を受講するために、私立保育所等が新たに代替職員を任用した場合の任用経費とする。

看護師又は准看護師(以下「保育士等」という。)が、福岡県が実施し、又は指定する保育士等キャリアアップ研修を受講するために、私立保育所等が新たに代替職員を任用した場合の任用経費とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。